



平成19年5月14日

各 位

会 社 名 シーケーディ株式会社
 代表社名 取締役社長 石 田 正 範
 (コード番号 6407 東証・名証第1部)
 問合せ先 総務部長 坪 井 和 巳
 (TEL 0568-74-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月14日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催予定の第87期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことができるよう、変更案第29条(取締役の責任免除)第1項および変更案第37条(監査役の責任免除)第1項を新設するものであります。
- (2) 社外からの有能な人材の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう、変更案第29条(取締役の責任免除)第2項および変更案第37条(監査役の責任免除)第2項を新設するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u> 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第29条 ~ 第35条 (省 略)	第30条 ~ 第36条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第36条 ~ 第39条 (省 略)	第38条 ~ 第41条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月28日
 定款変更の効力発生日 平成19年6月28日

以上